

平成23年度

事業計画書

財団法人 日本視聴覚教育協会

平成23年度事業計画書

平成20年1月の中央教育審議会答申において「社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項」として、情報教育の重要性とともに、ICT環境に関する条件整備の必要性が指摘された。そして、本年度より完全実施される小学校・中学校の「新学習指導要領」の総則に、「各教科の指導にあたっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用できるための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること」があげられており、各教科においてICTを活用した学習の推進が、強調されている。

それを受けて、83年という歳月の積み重ねを持つ協会として、これまで培ってきた豊かな「視聴覚教育」の知見を活かし、関係団体との連携を強化しつつ、学習指導要領に示された日常的な学習の場において、ICTを活用した教育が織り込まれる活動を推進していきたい。

なお、事業運営に必要な基盤は固まっているとはいえ、政権交代による、国の委託事業の廃止、また公益法人の見直し等により協会の経済条件は、非常に厳しい情勢になっていると言わざるを得ない。国の方向性を勘案しながら、視聴覚教育の振興を担うものとして、従来からの継続的な事業のひとつひとつを精査するとともに、協会の事業の柱である月刊「視聴覚教育」誌について、内容面での一層の刷新・充実に努めるとともに、新たな購読者・維持会員の増加につながるよう全力をあげて努力を重ねていきたい。

また、平成20年12月から施行された公益法人制度改革により、従来の公益法人（現在は特例民法法人）は、25年11月末の移行期間の終了までに、公益財団法人または一般財団法人のいずれかに移行申請を行うことが必要とされている。協会としては、本年度10月を目途に申請すべく、その準備を進めていきたい。

I 教育方法改善のための研究と情報の提供

世の中のデジタル化・ネットワーク化が進展していく中で、教育の場においてもICTの波が押し寄せ、視聴覚教育を取り巻く環境も、大きな変革がもたらされている。

そのような中で、平成21年度補正予算により、全国の学校にICTの環境が大規模に整備され、平成22年度その利活用が進められてきた。ここ数年間、文部科学省が実施する教育方法改善のための調査研究事業の企画競争入札に参加し、「デジタルテレビ等を活用した先端的教育・学習に関する調査研究事業」、「先導的教育情報化推進プログラム調査研究事業」の委託を受けてきたが、政権交代によりこれらの事業の継続的な実施は中止され、平成22年度は、民間主導として「教育ICT活用 普及促進協議会」を立ち上げ、ICT関連企業の協力を得て、「教育ICT活用実践研究」事業を展開した。

これまでの調査研究事業により継続して蓄積された多くの成果をもって、以下の項目についてさらに調査研究をすすめる、視聴覚教育の振興にむけて、一層の努力をしていきたい。

1. 教育ICT活用普及促進協議会とブロック別実践発表会の実施

平成21年度に政府が実施した「学校ICT環境整備事業」では、全国の学校にデジタルテレビ、コンピュータ、校内LANなどの設備・機器が導入された。しかし、学校現場では、導入された新しいICTを使って効果的な教育活用を図るための情報が不足し、お互いの授業実践に関する情報共有が課題とされた。平成22年度の政府予算において、整備されたICTの活用方法等に関する成果を、学校現場に広く普及することが期待されたが、事業見直しによりその機会が失われた。

これに対する改善策として、財団法人日本視聴覚教育協会、日本視聴覚教具連合会、学識経験者、教材・教具メーカーが連携して「教育ICT活用 普及促進協議会」を立ち上げ、文部科学省の共催により、平成20年度より2年間にわたった「デジタルテレビ等を活用した先端的教育・学習に関する調査研究」、平成21年度に行われた「電子黒板を活用した教育に関する調査研究」における研究実践校132校（デジタルテレビ等17校、電子黒板115校）を対象に、その実践成果を広く学校現場に普及させるために、全国7

ブロックにおいて公開授業、実践報告、ICT教材・機材研究を含む「教育ICT活用実践研究－ブロック別発表会－」を開催し、さらに、各地での成果を全国規模で共有するために、文部科学省において「教育ICT活用 実践研究－全体報告会－」を実施した。

平成23年度政府予算案「学びのイノベーション事業」において、「教育の情報化推進体制の整備」として、国内各地における情報通信技術の教育活用の好事例等を収集し、全国の学校に普及・促進することが上げられている。

協会では、日本視聴覚教具連合会、学識経験者と調整・連携し、この委託事業へ応募し、全国におけるブロック別発表会、及び文部科学省における全体報告会を実施していきたい。

2. 生涯学習における新しいタイプの情報活用の在り方に関する研究

インターネット上では、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）やツイッターなど、さまざまなタイプの情報提供の仕組みが登場しており、盛んに喧伝されている。例えば、SNSはネット上のコミュニティで、参加者が自分のプロフィールを公開し、特定の参加メンバーにメッセージを送ることができる。このサービスに参加するには、既に参加しているメンバーから紹介してもらうことが必要である。興味関心、居住地域、出身校などのネットワーク上のコミュニティで、友だちから友だちへと、新たな人間関係が広がっていくことが特長である。

このSNSを手軽に開設できるソフトウェアも公開されており、この仕組みを利用して、生涯学習の分野で活動の活性化をはかろうとする生涯学習施設や教育機関も現れている。全国視聴覚教育連盟、学識経験者と連携し、こうした新しいタイプの情報活用の実態とその可能性について調査研究し雑誌等で公表していく。

3. ICTを活用した情報発信における調査研究

(1) 「生涯学習研究 e 事典」の構築とシステム運用

日本生涯教育学会では、変化が激しい生涯学習研究の最新の知識が、いつでも、だれでも、どこからでも取り出せる「生涯学習研究 e 事典」を開発し、Web上に公開し、利用研究を平成17年度より展開している。協会はWeb上に構築するデータベースの構築と運用について協力している。「生涯学習研究 e 事典」は465件（中項目）、1173件

(小項目)、(平成23年3月2日現在)が公開となっている。今年度も引き続き、システムの運用について協力する。

(2)インターネットによる遠隔教育の調査研究

平成18年度から、協会に蓄積された視聴覚教育に関するコンテンツの資産を、これからのネットワーク社会に活かしていくために、遠隔教育により、主に社会人の生涯学習を対象とした八洲学園大学に協力し、博物館学芸員課程「視聴覚教育メディア論」の講座(テキストとインターネット)を協会を担当した。本年度も引き続き実施の予定である。

4. 著作権等についての啓発と問題解決への取り組み

インターネットの普及は凄まじく、さまざまな情報発信の手段が登場してきている。学校や生涯学習施設においても、映像や画像コンテンツをWebに公開することが一般的になってきている。情報発信に伴う知識不足や認識不足によって著作権侵害や肖像権の侵害、個人情報の流出等のリスクが増大しているといえる。また、学校教育の場では、児童生徒に対して著作権教育を行っていくことが求められており、中学校学習指導要領「技術・家庭」、高等学校学習指導要領「情報」のなかで、著作権に対する責任や、適切な情報発信において著作権の観点を取り扱うことが示されている。

協会では平成17年度から学識経験者、視聴覚教育関係団体からなる「著作権研究会」を設け活動してきたが、平成23年度は、研究会の一環として著作権や肖像権、個人情報保護等の諸問題について、専門家を招いて研究会を行う。また、雑誌に研究会での情報を掲載していく。

5. マルチメディア教材の研究開発

平成13年度から、国立青少年教育振興機構(当時・国立オリンピック記念青少年総合センター)が行う「子どもゆめ基金」の助成を受け、子どもたちの体験活動を促進するための教材を開発してきた。23年度は、子どもたちが、エネルギー問題に対して、わかりやすいおもしろ実験映像や、ゲーム感覚で楽しめる「エネルギークイズ」、などデジタルコンテンツならではの映像・図解・アニメーションなどを駆使して、子どもたちの理解を助け、科学体験活動へのモチベーションを高めることができるインターネット教材「エネ

ルギーおもしろ実験室～地球のための省エネと未来エネルギー～」（仮題）を開発するために、本年度も助成に応募し、昨年末、第一審査採択通知を受けたところである。

6. 視聴覚教育に関する情報の収集と提供

(1) インターネットWeb活用による情報提供

平成22年度に実施した「教育ICT活用実践研究」の成果については、広く普及していくこととしている。この事業に参加した実践校によるICTを活用した教育実践について、注力して掲載していくこととする。

長年、継続して蓄積を進めている「視聴覚教材情報データベース」は、昭和50（1975）年～平成22（2010）年までの文部科学省選定、教育映像祭優秀映像教材選奨受賞作品を中心とする16ミリ、ビデオ、スライド等全7,810タイトル（平成22年12月28日現在）の視聴覚教材情報が登録されており、継続して情報更新をしていく。

また、現在、「月刊『視聴覚教育』の主要記事検索」システムを試験的に協会内で運用しており、現在、昭和60（1985）年1月号から平成22（2010）年12月号の記事索引データの蓄積がある。今後、会員向けにWeb上で公開していくための諸準備を進める。

さらに、現ホームページに関してWeb情報管理システム（CMS）によるサイトの構築を検討している。これははWebコンテンツを構成するテキストや画像などの素材を統合し、体系的に管理・配信することができるシステムである。これを用いることでWebサイト情報の管理や更新をより簡素化することができることから、今まで以上の情報発信力と運用を推し進めていきたい。

(2) 視聴覚センター・ライブラリーの総括資料の作成

現在、全国にある658余の視聴覚センター・ライブラリーに関する総括資料「視聴覚センター・ライブラリー一覧・平成23年度版」を、昨年度に引き続き作成する。

(3) 教育メディア開発利用研究会の開催

協会の維持会員・研究会員等を対象に、実地見学、研究会・講演会の形式で、年数回の開催を予定している。なお、新しく開発された機材・教材について、紹介のための研究会を随時開催する。

Ⅱ 視聴覚教材の制作確保のための事業

1. 優れた映像教材の制作奨励事業

(1) 第58回「優秀映像教材選奨」の開催

優れた映像教材の制作確保、制作奨励のため、教育映像祭の一環として、「優秀映像教材の選奨」を行う。各メディアの参加作品の状況を鑑み、今年度は、応募の実態に即してメディア別の構成を改め、各部門ごと（7部門11分野）の構成で行う。これにより学校教育においては、小学校（幼稚園含）、中学校、高等学校それぞれの部門ごとに、教育映像教材と教育映像コンテンツの2分野で優秀作品を選出することになる。

学校教育小学校（幼稚園含）部門

- ①教育映像教材 : 映画・ビデオ・DVDの映像教材
- ②教育映像コンテンツ : DVD・CDの映像クリップ、デジタル教材

学校教育中学校部門

- ①教育映像教材 : 映画・ビデオ・DVDの映像教材
- ②教育映像コンテンツ : DVD・CDの映像クリップ、デジタル教材

学校教育高等学校部門

- ①教育映像教材 : 映画・ビデオ・DVDの映像教材
- ②教育映像コンテンツ : DVD・CDの映像クリップ、デジタル教材

社会教育部門

- ①家庭生活教材 : 映画・ビデオ・DVDの映像教材
- ②市民生活教材 : 映画・ビデオ・DVDの映像教材

職能教育部門

: 映画・ビデオ・DVDの映像教材

児童劇・動画部門

: 映画・ビデオ・DVDの映像教材

教養部門

: 映画・ビデオ・DVDの映像教材

(2)第38回「全国自作視聴覚教材コンクール」の開催

学習内容の多様化した今日、学習に対応するきめのこまかい教材の自作、また、地域の自然、歴史、文化等に関する学習教材の必要性は極めて高い。利用団体である、日本学校視聴覚教育連盟、全国高等学校メディア教育研究協議会、全国視聴覚教育連盟の協力を得て、学校教職員（幼、小、中、高）、社会教育担当者、教員養成学部学生、視聴覚教育関連施設、教育委員会等の制作による各種自作視聴覚教材を対象に、その利用方法までを含めて審査を行い、顕彰する。部門は、小学校（幼稚園・保育所を含む）部門、中学校部門、高等学校部門、社会教育部門の4部門で実施する。なお、昨年コンクール終了後に行われた審査委員検討会での意見をもとに、予選の在り方について、新たなメディアへの対応、応募数を増やす工夫について改善していく。

Ⅲ 視聴覚教育の普及振興のための行事

1. 2011年教育映像祭の開催

視聴覚教育のいっそうの普及・振興を目的として、昭和29年「教育映画祭」が開催されている。本年度も58回目として、引き続き、優秀映像教材選奨（前記）及び全国自作視聴覚教材コンクール（前記）の入賞作品の表彰、上映紹介、視聴覚教育功労者顕彰等を内容として開催する。

(1) 中央大会・表彰式

9月16日（金）、東京・霞ヶ関・東海大学校友会館において、優秀映像教材選奨の入賞作品の表彰、視聴覚教育功労者の顕彰、全国自作視聴覚教材コンクールの入賞作品の表彰を行う。

(2) 優秀映像教材選奨入賞作品上映、全国自作視聴覚教材コンクール入賞作品上映

同日、表彰式に先立って、優秀映像教材選奨入賞作品上映紹介、及び全国自作視聴覚教材コンクール入賞作品上映紹介も併せて行う。

(3) 視聴覚教育功労者の顕彰

永年にわたり視聴覚教育の振興に尽力された先駆者に対し、全国表彰（中央功労者）ならびに都道府県・指定都市別（各地功労者）顕彰を行う。なお、文部科学省の「視聴覚教育・情報教育功労者表彰」（文部科学大臣表彰）も、中央大会の中で行う。

(4) 夏休み子ども映画フェア

東京都小学校視聴覚教育研究会と共同主催により開催してきた「夏休み子ども映画フェア」は、本年は8月19日（金）東京都文京区・文京シビックホール（小ホール）で開催する。

2. 第15回視聴覚教育総合全国大会

今日の高度情報化社会、生涯学習社会にあつて、視聴覚教育の研究・普及に関わる3団体（日本学校視聴覚教育連盟・全国高等学校メディア教育研究協議会・全国視聴覚教育連盟）が共通の視点に立ち、協会も各方面から協力し、視聴覚教育の在り方を追求する機会として視聴覚教育総合全国大会を開催してきた。本年度、第15回の視聴覚教育総合全国大会（宮城大会）は、「ネットワーク社会におけるメディアとヒューマンコミュニケーションー豊かな学びを創るデジタル時代のメディア教育ー」を研究主題に、第53回放送教育研究会東北大会と合同で開催することとしている。

①期日 平成23年11月11日（金）

②場所 仙台市青年文化センター、仙台市立高砂小学校、仙台市科学館 他

③内容 部会別研究会（授業・実践発表）、全体研究協議 等

（なお、例年合同で開催してきた第62回放送教育研究会全国大会は、同テーマにより8月2日・3日、東京都渋谷区・国立オリンピック記念青少年総合センターにて開催する。本年は、会場等の事情により協力体制を保ちつつ別開催で行う。）

3. 「全国こども科学映像祭」の開催

平成20年度、財団法人日本科学映像協会より引き継いだ、子どもたちのサイエンスへの関心を高めることを目的とした「全国こども科学映像祭」を本年度も、独立行

政法人科学技術振興機構、財団法人ニューテクノロジー振興財団、財団法人つくば科学万博記念財団との共同主催で実施する。協会は、映像祭の成果が上がるよう、運営について協力する。

4. eスクール岩手2011の実施

文部科学省では、平成14年度から、IT国家を担う子どもたちが、コンピュータやインターネットに慣れ親しみながら学ぶ様子や学習の成果を、広く紹介することを通じ、学校教育の情報化を一層推進することを目的に、「eスクール」と題して、「全国生涯学習フェスティバル」（平成22年度は「全国生涯学習フォーラム」）において、学校教育の場でICTを活用した研究プロジェクトの内容を、オープン教室での模擬授業、その授業を実際にどのように生かすか、オープン教室で使用された機器やソフトウェア等を使用してのワークショップ、そしてブース展示及びインターネット上のストリーミング配信で発表してきた。協会は、この事業を実施する文部科学省に協力している。

平成23年度は、「全国生涯学習ネットワークフォーラム岩手大会」と称して開催されるが、これまで各地で実施してきた「eスクール」も内容を変えて開催へ向けて調整している。協会は、文部科学省およびICT教材教具メーカーで構成する「eスクール協議会」の事務局を担当し、事業を推進する。

- ①開催期日 平成23年10月15日（土）～10月17日（月）の3日間
- ②開催場所 主会場：岩手県産業文化センター「アピオ」
- ③開催地 岩手・県内市町村

5. 2011教育コミュニケーションズ IN JAPAN –第47回教育の近代化展–

日本視聴覚教具連合会とともに共同で主催する「第47回教育の近代化展」は、第15回の視聴覚教育総合全国大会（宮城大会）」（前出）に併せて下記のように展示会を実施する。

- ①開催期日 平成23年11月11日（金）
- ②開催場所 仙台市青年文化センター

IV 出版関係の事業

1. 月刊「視聴覚教育」誌の発行

月刊「視聴覚教育」は、協会役員より学識経験者2氏、実践的研究を行っている3氏に編集委員を委嘱して、企画面について意見を拝聴し、特集や連載を進めてきた。本年度は編集協力者2名に意見を求めるなど、月刊「視聴覚教育」の枠組みを明確にしながら、教育メディアに関する専門誌としての誌面づくりに努力していく。

また、博物館学芸員の養成科目が改正され、これまでの「視聴覚教育メディア論」は、「博物館情報・メディア論」に移行した。この新科目では、博物館の情報提供と活用に関する内容をふまえ、視聴覚メディアの理論や歴史、博物館と視聴覚メディア、博物館活動の情報化、知的財産権等に関する内容が求められており、これらの内容についての総括的なテキストは見あたらない。雑誌の連載企画として、この科目に含まれる内容について、博物館学、教育メディア関係の研究者の協力を得て掲載していきたい。

V 視聴覚教育に関する国際交流の事業

1. 国際教育メディア協議会（ICEM）とその加盟国との交流

(1) ICEMの会員としての活動

ICEMの日本の公益法人会員として広報・交流活動等を継続してきた。今年度はICEMの加盟国等を中心に世界の視聴覚教育関連のトピックスを「視聴覚教育」誌で紹介していく。

2011年の「ICEM総会」、「国際研究集会」は、9月28日～30日の3日間、ポルトガルのアヴェイル大学において「教育における新旧メディアの共存」をテーマに開催される。

VI 後援の事業

- (1) 第53回科学技術映像祭（主催：（財）日本科学技術振興財団）
- (2) 第37回映画・テレビ機材展（主催：（社）日本映画テレビ技術協会）
- (3) 平成23年みやぎ音と映像の祭典（主催：宮城県教育委員会）
- (4) 第23回すかがわ国際短編映画祭（主催：すかがわ国際短編映画祭実行委員会）
- (5) New Education Expo 2011（主催：New Education Expo 実行委員会）
- (6) 日本教育情報学会第28回年会（主催：日本教育情報学会）
- (7) その他

VII 協会運営のための業務

1. 賛助会員及び研究会員増加のための活動

協会の経営的な基盤をより強固なものとするため、賛助会員及び研究会員の拡充・確保の方策について検討し、増加のための活動に努める。

2. 協会所有ビルの業務

本協会が所有する「視聴覚ビル」と等価交換を行った貸室「巴町アネックス」を、森ビル株式会社に賃貸契約等の運營業務を委託し、家賃収入の安定化を図る。

VIII その他

1. 関係団体受託業務の遂行

日本学校視聴覚教育連盟・全国視聴覚教育連盟・日本視聴覚教具連合会等の日常業務の円滑な遂行をはかる。